

児童手当改正（拡充）のお知らせ

～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

変わることは？

◎予定されている主な変更内容は下表のとおりです。

主な変更	改正（拡充）前 ＜令和6年9月分まで＞	改正（拡充）後 ＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満 一律：15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ●中学生 一律：10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 (特例給付) ●所得上限限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	3回（各前月までの4ヶ月分を支払） 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	6回（偶数月（各前月までの2ヶ月分を支払） 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 ※町では支給月の10日 2・3月分 ⇒ 4月 （銀行休業日はその 4・5月分 ⇒ 6月 直前営業日）に振り込 6・7月分 ⇒ 8月 みます。 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の 算定対象 (カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 ＋ 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 児童手当受給者に経済的な負担等がある 18歳年度末以降～22歳年度末までの子

今回の改正（拡充）で、手続きが必要な方は？

手続きが必要な方	手続方法・書類
① 中学生以下の児童を養育しておらず、 高校生年代の児童を養育している方 ② 所得上限限度額超過で児童手当（特例給付） の支給対象外である方	<ul style="list-style-type: none"> ●認定請求書 【必要な添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証（保険証）・・・請求書本人のもの ・本人確認書類（「マイナンバーカード（両面）」又は「個人番号確認書類＋身元確認書類」の写し） ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方	●額改定請求書
④ 新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方 ◎新たに児童手当の対象となる方だけでなく、現在、受給中で該当する方も提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●額改定請求書（※現在受給中の場合） ●認定請求書（※新規の場合） ●監護相当・生計費の負担についての確認書 ※経済的な負担等があることの確認書類を求める場合があります。 ◎各種様式は町HPからダウンロード可。

（裏面に続く）

改正（拡充）で必要となる手続きの期限は？

令和6年10月11日(金)まで【必着】

〔最終期限〕 令和7年3月31日(必着)

請求書類を令和6年10月11日までにご提出ください。この期限までに請求書類の提出がない場合は、令和6年10・11月分の手当の支給月は、令和6年12月ではなく、令和7年1月以降になります。同様に「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、改正（拡充）に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。**最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません（手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を町で受け付けした月の翌月分からとなります）。**

手続方法・手続先

手続方法	手続先
郵送又は窓口	〒889-4412 高原町大字西麓360番地1 高原町健康課子育て支援係

◆令和6年9月30日以前に町から転出される場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

◎児童手当を受給中の次の方は、今回の改正（拡充）に伴う手続きは不要です （認定請求書や確認書の提出は必要ありません）

- ◆中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育し、現行で、高校生年代の児童が算定児童として認定されている方
- ◆現行でも多子加算を受けていて、改正（拡充）後、手当額が増額する方
※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。
- ◆現行では多子加算は適用されないが、改正（拡充）後は適用され、手当額が増額する方
※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。
- ◆所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている方



令和6年12月上旬に手当額改定（増額）の通知をお送りします。

◎児童が施設に入所しているなどの場合は、原則として、手当は施設の設置者等に支給されます。

公務員の方

児童の保護者（生計の中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の改正（拡充）に伴う手続きは、町ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

<問合せ先>
高原町健康課子育て支援係
電話：0984-21-2423